

**「農業・農村が果たす役割」紹介用冊子制作業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

農業・農村の果たす役割や農業農村整備事業の役割について、次世代を担う小学生（高学年）に分かりやすい言葉で学んでもらうため、小学生高学年向けの冊子を作成・発行する。

2 委託業務の概要

（１）業務の名称

「農業・農村が果たす役割」紹介用冊子制作業務委託

（２）業務内容

別紙１「仕様書」及び別紙２「原稿の作成方法及び編集方針」のとおり

（３）委託期間

委託業務契約締結の日から令和８年３月６日（金）まで

（４）委託にかかる予算上の上限額

金 900,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- （１）優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- （２）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （３）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- （４）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （５）次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者を言う。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している

と認められる者

- キ 参加者（参加者が法人その他団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けている者
- セ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ソ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

4 参加手続き

（１）プロポーザルへの参加申し込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書」（様式 1）を令和 7 年 11 月 17 日（月）17 時までに電子メールで送付すること。

（２）質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式 2）により電子メールにて令和 7 年 11 月 18 日（火）17 時まで受け付ける。（質問への回答は、原則、すべての参加者に周知する。）

（３）その他

参加申込書及び質問書の提出先は「10 問い合わせ先」に同じ。

5 企画提案書等の提出

（１）提出書類

本プロポーザル参加申込書を提出した者は、以下の企画提案書等を提出すること。企画提案は 1 案とし、提出書類は以下書類を電子データにして電子メールにて提出すること。

① 企画提案書（任意様式）

別紙１「仕様書」及び別紙２「原稿の作成方法及び編集方針」に定める内容を参照の上、提案すること。提案書には、次の事項を盛り込み、具体的かつ簡潔に、イメージ図などを含めて記載すること。

ア 業務の進め方（業務の具体的な実施方法、業務スケジュールなど）

イ 企画のポイント

ウ 小学生高学年に興味をもってもらうための工夫等

エ その他新たな提案に関すること

② 実施体制（任意様式）

会社の業務概要、実施体制

③ 業務実績（任意様式）

過去の官公庁及び民間等の類似業務の受託実績（件名、業務内容、発注元、金額）を提出すること。また、今回の委託業務を実施するための体制やそれに近い体制により作成し、現在閲覧可能な作品を１点以上提示すること（農業分野や富山県内のものに限らない。過去作品でも可）。

④ 概算見積書（任意様式）※発行責任者及び担当者の役職・氏名及び連絡先を明記

上記「２（４）委託料の限度額」の範囲内において、本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を記載すること。また、積算の内訳がわかるように記載すること。

（２）提出期限

令和７年１１月１８日（火）１７時（必着）

（３）提出方法

ア 提出先

「１０ 問い合わせ先」に同じ

イ 提出方法

電子メールによる。

Eメールアドレス：anosonseibi@pref.toyama.lg.jp

６ 審査方法

（１）審査

提出された企画提案書等の内容をもとに、以下の審査項目に基づき、書面審査により契約候補者を選定する。（プレゼンテーションは行わない）

項 目	内 容	配点
実施体制	冊子制作にあたり、円滑かつ確実に実施できる体制、能力を有しているか。	10
提案内容	実現性の高い内容であるか。	10
	提案内容が、小学生の農業・農村への関心を高める内容となっているか（独自の提案を含む）	20
	レイアウトを読みやすく分かりやすいよう編集する能力を有しているか。	15
事業費	経費の内訳が妥当なものとなっているか	10

(2) 選定方法

- ア 全審査員の点を合計した結果、合計点の最も高いものを契約候補者として選定する。
- イ 合計点が同点の場合、下記の①～⑤の順で評価項目ごとの点数比較を行い、いずれかの評価項目において点数に差が出た時点で、点数の高かったものを契約候補者とする。
 - ① 提案内容が、小学生の農業・農村への関心を高める内容となっているか（独自の提案を含む）
 - ② レイアウトを読みやすく分かりやすいよう編集する能力を有しているか
 - ③ 実現性の高い内容であるか
 - ④ 冊子制作にあたり、円滑かつ確実に実施できる体制、能力を有しているか
 - ⑤ 経費の内訳が妥当なものとなっているか
- ウ 参加者が1者の場合、合計点が満点の50%を満たす場合、契約候補者とする。

(3) 結果通知

プロポーザルの審査結果は、採否に関わらず参加者全員に対し後日書面で通知するとともに、富山県ホームページにて、参加事業者数、契約候補者及び選定理由を公表する。企画提案者名については、契約候補者以外公表しない。なお、審査結果に対する異議申し立てには応じない。

7 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった後は、富山県と協議の上、最終的な仕様を確定し、別途、業務委託契約書を締結するものとする。
尚、契約に際し希望（合意）があれば電子契約が可能である。

8 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (2) 参加申し込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年11月13日（木）17時までに辞退届（任意様式）を提出すること
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ・ 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 経費見積書への押印省略について
経費見積書には代表社印が必要となるが、以下の要件を満たした場合は、押印省略が可能となる。（社印（角印）の押印は不要）
<要件>
 - ア 押印を省略する場合は、該当書類に「発行責任者及び担当者」の欄を設け、役職（所属）・氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号）を記載すること。
 - イ 発行責任者とは、実際の役職に関わらず、見積書を発行するにあたり責任を有する者とする。

9 スケジュール

質問締切	令和7年11月11日（火）午後5時まで
参加申込書締切	令和7年11月17日（月）午後5時まで
企画提案書締切	令和7年11月18日（火）午後5時まで
書面審査、委託先候補者の決定、審査結果通知	令和7年11月下旬（予定）
委託契約締結	令和7年12月上旬（予定）

10 問い合わせ先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号（富山興銀ビル4階）

富山県農林水産部農村整備課 米田

TEL：076-444-3376 FAX：076-444-3437

E-mail：anosonseibi@pref.toyama.lg.jp